平成２５年（フ）第６７号
茨城県日立市久慈町３―29―１　コーポ菊地201、住民票上の住所茨城県日立市多賀町５丁目２番２―101号
破産者　作山　　久
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠213番地の３６、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字藏堂661番地の１
破産者　奥戸いく子
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
奈良県香芝市下田西四丁目192番地１　レオパレスグリーンエイジ302号、前住所和歌山県和歌山市神前322番地１
破産者　パティスリーラテールヴェールこと　辻本　和大
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
奈良県大和高田市昭和町１番３―208号　ハイライフ
破産者　井本　克文
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
奈良県橿原市川西町74番地　県住Ｂ－１－506号
破産者　日樫　博文
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
奈良県橿原市川西町74番地　県住Ｂ－１－506号
破産者　日樫美津子
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地12―501
破産者　西山　隆夫
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３３０号
札幌市東区北20条東14丁目４番８―407号
破産者　高谷　公淑
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０号
北海道小樽市長橋４丁目10番11号、前住所札幌市西区八軒９条東１丁目１番46号　アリスクレセントＡ―201号
破産者　橋口　周悦
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１９号
埼玉県本庄市小島南３丁目９番13号
破産者　岡本　京子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４２２号
千葉県夷隅郡御宿町御宿台220番地11、開始決定時の住所横浜市旭区今宿２丁目11番５号
破産者　太田　茂照
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６９号
横浜市金沢区町屋町34番19号　プライムハイツＫ101、開始決定時の住所横浜市金沢区釜利谷東２丁目20番１―402号
破産者　高野　信春
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６４号
横浜市保土ケ谷区月見台44番45号
破産者　佐藤　　治
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７２号
横浜市都筑区すみれが丘20番地の16
破産者　藤中　雅夫
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
相模原市緑区牧野6896番地４
破産者　河野　秀夫
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０９号
福井市西開発１丁目2214番地　ガーデンプレイス西開発203、住民票上の住所福井市本堂町第42号１番地40
破産者　塚本　政一
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
福井県丹生郡越前町小樟第３号３番地
破産者　大間　哲也
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
長野県大町市平2780番地２
破産者　太田　　博
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０４４号
愛知県北名古屋市熊之庄新宮34番地３
破産者　田野　元基
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部